

資料 5

仮住民票を作成する対象者について

仮住民票を作成する対象者について（案）

- 30日を超える在留期間をもって在留する外国人が在留期間更新許可の申請を行った場合において、当該申請に対する処分が在留期間の満了日までにされなかったときは、当該処分がされる日又は旧在留期限から2か月を経過する日のうちいずれか早い日までの間（以下「特例在留期間」という。）、引き続き従前の在留資格をもって在留することができる（改正入管法第21条第4項）。



- 中長期在留者に該当する在留資格を有し、施行日前に在留期間が満了する者については、制度上、最長2か月間は従前の在留資格をもって在留することがあり得ることから、行政サービスの継続性の観点からも、在留期間の満了日に2月を加えた日が施行日を超える場合には、仮住民票を作成することが適当である。
- 在留資格、在留期間に係る外国人住民としての要件を満たさないが、住民票に移行している場合には、施行後に法務省通知がされ、当該者に係る住民票を職権で消除する。

